



平成 29 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 岡 山 製 紙
代表者名 代表取締役社長 津 川 孝 太 郎
(J A S D A Q コード番号 3 8 9 2)
問 合 せ 先
役職・氏名 取 締 役 永 井 健 司
管 理 統 括 部 長
電 話 (0 8 6 - 2 6 2 - 1 1 0 1)

臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、細羽 強氏（広島県福山市）、山中 裕氏（東京都文京区）及び合同会社くすのきまさしげ（広島県福山市松浜町1丁目1-34 代表社員 山中 裕氏）（以下、2名と1社を総称して「請求人ら」といいます。）から、臨時株主総会の招集請求を受けました。

これを受け、平成 29 年 2 月 1 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、平成 29 年 2 月 20 日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしました。本日（平成 29 年 2 月 15 日）開催の取締役会において、臨時株主総会の開催日および付議議案、並びに請求人らの臨時株主総会の付議議案に対して反対することを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の開催日および付議議案

- (1) 臨時株主総会開催日時 平成29年 3 月22日（水曜日）午前10時
- (2) 臨時株主総会開催場所 岡山市北区下石井2丁目6番1号
アークホテル岡山 3階 牡丹の間
- (3) 付議議案（すべて請求人らの提案によるもの）
 - 第1号議案 津川孝太郎取締役の解任の件
 - 第2号議案 自己株式取得の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件（レブロン義務の規定）

2. 付議議案の要領、提案理由の概要および当社取締役会の意見

(1) 第1号議案（株主提案）

議案の要領

取締役の津川孝太郎を解任する。

提案理由の概要

2016年8月26日開催の当社定時株主総会で、株主より20の議題提案があったが、津川氏が株主に対して、説明時間として与えたのはたった5分であった。津川氏は株主からの議題説明に十分な時間を与えたとはいえず、また、株主からの議題説明につ

いて関心を寄せていないことが懸念される。津川氏は、その株主総会での態度を見る限りにおいても、「コーポレートガバナンスコード」の趣旨を踏みにじる株主総会運営を行っているとしか判断できない。このような代表取締役は、経営者として不適格であり、取締役から解任されるべきである。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

代表取締役津川孝太郎は、取締役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。同取締役は、当社定款第12条に基づき、当社株主総会の議長としてその議事進行を執り行っておりますが、前回の定時株主総会を含め、毎回の定時株主総会の議事につき、適法かつ適正・妥当な議事進行を行っております。

前回の定時株主総会（平成28年8月26日開催）におきましては、株主様からのご提案議案が20個もの多数に及んでおりましたが、ご提案株主様より当社に事前にご送付いただきました株主提案書記載の提案事項全文を招集通知書に記載し、全株主様への事前の周知を図っております。また、総会当日におきましても、ご提案議案に係る補足の説明時間に加え、十分な質問時間を設け、質問を受けた同取締役ほか当社取締役らは、いずれも株主様からのご質問事項に対し誠実に答弁いたしました。

なお、上記質疑応答開始より採決に至るまでの時間は概ね1時間20分であり、ご提案株主様からのご発言がその大部分を占めておりましたところ、最終採決段階では、提案株主様を含む全ての株主様の了承のもと採決がなされ、2時間15分に及ぶ上記株主総会は平穩に閉会・終結いたしました。

以上経緯のとおり、上記株主総会におきましては、議長を務めた同取締役において、コーポレートガバナンスコードの趣旨に則り、株主様との対話の場であることを認識し、適法・適切に議事進行を執り行っております。

この度のご提案理由は、上記議事進行の全体を俯瞰することなく、その一部のみを殊更強調されたものと言わざるを得ず、同取締役の解任事由は全く存しないものと思料します。

したがいまして、当社取締役会は本議案に反対いたします。

(2) 第2号議案（株主提案）

議案の要領

本株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数400,000株、取得価額の総額3億円（ただし、分配可能額の範囲内）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案理由の概要

当社は、不必要に過大な現金や投資有価証券を保有しており、それが株主資本利益率（ROE）の低下に繋がり、株価が著しく低迷する事態を招いている。当社のROEは、3%に満たない水準である。他方で、経済産業省の「伊藤レポート」でも、我が国の上場企業がめざすべき最低のROEとして、8%を数値目標として事実上設定している。当社の中長期的な株式価値を向上させるため、当社の手持ち現金を自己株式取得のため

に使用し、不要な現金等の資産は、株主に還元すべきである。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、会社法第165条第2項および定款第33条の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することをこれまでも行ってきたところであり、これからも必要により取締役会の判断で行うことが適切だと考えます。

現金等の資産につきましては、装置産業である当社の設備投資は金額が大きく、実施するときは可能な限り自己資金で行いたいため、資金をプールしているもので、不要な資金ではないと考えます。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(3) 第3号議案（株主提案）

議案の要領

「当社取締役会は、米国デラウェア州の少数株主保護に関するレブロン義務に相当する義務、すなわち取締役会が会社を売りに出すと決めた場合には、最も高い値段を提示した買収者に対して売却する義務を負うものとする。これに違反した場合には、かかる意思決定に賛成した取締役及び監査役は、すべての少数株主に対して、最も高い値段を提示した買収者と、実際の売却相手との売却価格の差額について、損害賠償責任を負うものとする。」という条項を、定款に記載する。

提案理由の概要

我が国の会社法実務においては、米国のレブロン義務、すなわち「取締役会は、会社を一旦売りに出すと決めたら、最も高い値段の相手に売る義務」については、これが取締役に存在するということが、法令上あるいは判例理論上、必ずしも明らかになっていないため、大株主による一株あたり純資産を大幅に下回る価格での買収に、取締役が賛成することが、ありふれており、少数株主保護が、諸外国と比べておざなりになっている。かかる少数株主保護の規定を、定款で規定し、取締役の義務として別個に規定することは、取締役の少数株主に対する忠実義務をより明確化させ、結果として当社の少数株主の利益を保護することにつながる。

◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

現在の日本の会社法の議論においては、企業買収に際して、取締役の任務としてその買収対価の適切性について判断することが含まれていると解されるところであり、議案のような定款の条項は不要であると考えます。

さらには、当社取締役会は、純利益を高めるため、経営努力を傾注しており、会社を売りに出すなど全く考えておりません。予定にない事態を想定した定款の一部変更の必要はなく、逆に弊害であると考えます。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

付言するに、当社取締役ら一同は、会社に対し、善管注意義務、忠実義務を負っており、今後もこれら義務を果たす所存であります。

以 上